

# 先進環境対応自動車導入促進費補助金のご案内

～事業用に自動車の導入をお考えのみなさまへ～

※ 自家用登録のEV・PHV・FCV(トラック・乗用車)用

**EV**

電気自動車

**PHV**

プラグインハイブリッド  
自動車

**FCV**

燃料電池自動車



申請期限

導入後に申請してください

車両導入（登録・支払）から**30日以内**  
(募集締切※：2022年3月31日（木）正午まで)

※先着順 予算額に達し次第、締切前でも受付を終了します

愛知県では、自動車から排出されるCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの削減等を目的とし、事業者が電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）などを導入する経費の一部を補助します。

## 対象となる方

- 中小企業等の事業者（注）及び左記事業者へ車両を貸し渡すリース事業者

（注）中小企業信用保険法に規定された中小企業者（個人事業者を含む）等 詳細はWebページをご覧ください

## 対象車両と補助額

2021年4月1日～2022年3月31日に愛知県内の事業所で登録する新車

（自家用登録車両（いわゆる白ナンバー）の場合）

| 対象車種                  | 補助額  | 上限額  |
|-----------------------|--|------|
| <b>EV</b> （トラック・乗用車）  | 【3ナンバー車】 (A-200) × 2,000円<br>【3ナンバー以外の車】 A × 1,000円<br>A：一充電走行距離（km） | 40万円 |
| <b>PHV</b> （トラック・乗用車） | 20万円（定額）   | 20万円 |
| <b>FCV</b> （乗用車）      | 60万円（定額）   | 60万円 |

- ◆ ローン購入等による所有権留保車両を導入する場合、年度内に車両代金全額自動車販売会社へ支払われている必要があります。また、申請者が年度内に負担する額（申請者が自動車販売会社やローン会社等へ支払った額）を補助の限度とします。

上記の他にも、バス（天然ガス・EV・PHV・FCV）、トラック（天然ガス車・優良ハイブリッド）や営業用登録車両（いわゆる緑ナンバーのUDタクシー）も補助対象ですが、**これまで同様、事前の申請が必要**です。詳細はWebページをご覧ください。

<お問合せ先> 愛知県環境局 地球温暖化対策課 自動車環境グループ  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1-2  
TEL 052-954-6217（ダイヤルイン） FAX 052-955-2029  
☆時間：平日9:00～12:00,13:00～17:00（年末年始(12/29～1/3)を除く）

愛知県 環境 車 補助金

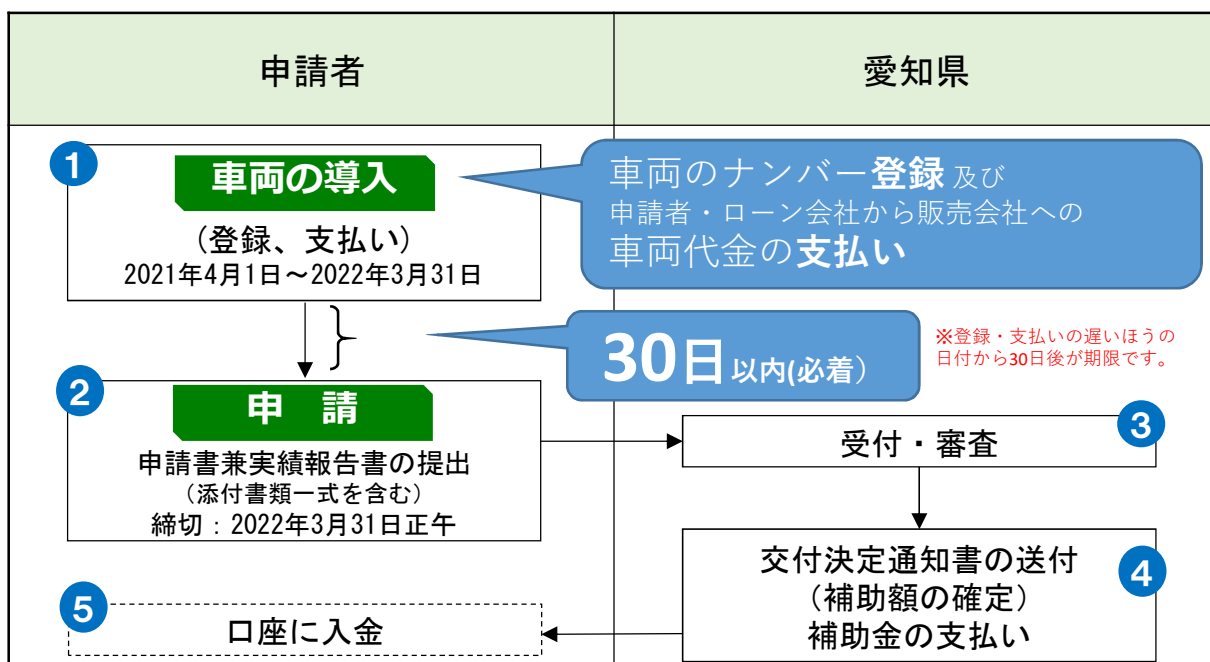
検索

13 気候変動に  
具体的な対策を



## 申請の流れ

(注意) 白ナンバーのEV・PHV・FCV(トラック・乗用車)以外は申請方法が異なります。



### ◆その他◆

- ・ 予め補助要件をご確認ください。 事前のご相談も承ります。
- ・ 申請時の必要書類は、Webページをご覧ください。
- ・ 予算残額が少なくなりましたら、Webページで告知します。

詳細はこちら → <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/evphvfcv-subsidy2021.html>

白ナンバーのEV・PHV・FCV(トラック・乗用車)以外はこちら → <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000051821.html>

愛知県 環境 車 補助金

検索

## 申請にあたっての注意事項

- ・ 個人による購入(マイカー使用)は補助対象になりません。
- ・ 同一年度内に導入・申請を行わない場合は補助対象になりません。
- ・ 車両の使用の本拠は、事業所(支店等を含む)の所在地に限りません。
- ・ 補助を受けた車両を所定の期間内(自家用乗用車の場合4年)に処分する場合、事前に県の承認が必要です。また、この場合、補助金の一部を返還していただきます。

## 自動車税種別割の優遇について

愛知県内で登録を受けたEV、PHV、FCVの自動車税種別割について、下記のとおり免除となります(県内登録の車両はすべて対象です)。

### ○対象となる自動車

2023年3月31日までに新車新規登録を受けたEV、PHV、FCV

### ○免除となる期間 及び 軽減額

新車新規登録を受けた年度及び翌年度から5年分を全額免除

### <自動車税種別割についてのお問い合わせ先>

車検証の登録住所を管轄する県税事務所(管轄及び電話番号は下記をご参照ください)

Web <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000049103.htm>